



【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成26年9月22日発行 第34号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

今こそ、積極的な活動を



アフリカ、中東、東ヨーロッパ、世界中で紛争、戦争状態になっています。東シナ海や南シナ海で緊張状態が続いています。こうした世界情勢の

なかで安倍内閣は立憲主義に反して「集団的自衛権」の行使を容認する閣議決定を行いました。憲法改正の手続きを無視した日本国憲法の解釈改憲です。日本国憲法第9条でなぜ「集団的自衛権」を行使できるのでしょうか。日本政府は「個別的自衛権」は行使できるが、「集団的自衛権」の行使は憲法上許されないと解釈してきました。なのになぜ今解釈改憲をする必要があるのでしょうか。「集団的自衛権」とは他国の戦争に参戦することであり、戦争になると軍事費にお金が使われ障害者、お年寄りなど社会的弱者が大きな影響を受けます。社会保障、障害福祉予算が削減されるのは必至です。障害福祉の向上は世界情勢、国内の政治、経済情勢と密接な関係があります。社会を見る大きな視点と障害分野を見る視点、二つの視点が必要であると思います。

2000年の社会福祉基礎構造改革にはじまり、ここ10年余の間、障害福祉の制度、政策は激変しました。障害福祉に対する理念そのものが変化し、戦後長く続いてきた措置制度が契約制度に変わり国、県、市町村の公的責任が後退しました。

福祉サービスの商品化により、サービスを商品と

ひょうごかぞくねっと 会長 由岐 透

して売る（提供者）施設事業者とサービスを買う（受ける当事者）当事者との直接契約制度となりました。障害当事者に個別現金給付を行うために、介護保険制度の介護認定とおなじように障害者に障害程度区分が必要となったのです。障害程度区分は障害当事者を支援するためのものではなく、国の経費削減、予算管理が容易にできるようにしたものであります。個別現金給付は一律に同額を支給できないため、障害者を区分しました。しかも、この区分は介護認定の79項目を使い、知的障害を持つ当事者には適正な区分ができるものではなく、不利なものとなりました。

現在、障害者支援区分と名称を変え一次判定の見直しが検討されていますが、障害福祉支援サービスを現物支給に変更すれば程度区分、支援区分は不要なものです。国は介護保険制度と障害福祉制度の統合を目指しています。障害福祉予算の削減が可能となると見込んでいるのでしょうか。

しかし、このような考え方では憲法25条の国民の生存権、国の保障義務を果たすことができません。

障害福祉分野の法律、制度が大きく変わりましたが、知的障害を持つ当事者、家族が安心して生涯を送ることができるものとなっていません。知的障害者に関する問題解決を図るために地道でぶれない、積極的な運動が求められています。

2013年度(平成25年度)事業報告

本年は障害者基本法の改正、虐待防止法、差別解消法、障害者総合支援法が整備されたことを受け、「障害者権利条約」が批准されました。障害児・者をお情けや、憐みの対象にするのではなく、障害児・者を権利の主体者として認め、強者が弱者と同じ人間として人権を保障し、社会が責任を果たすことを世界の共通認識として「障害者権利条約」を批准しました。日本もやっと世界の仲間入りができたことは大変喜ばしいことですが、「障害者権利条約」を実現するうえで、日本の国内法でその役割が果たせるのか疑問が残ります。

障害福祉、障害児・者の問題は個人の問題であると同時に社会の問題であるという認識が必要であります。現状では国民の共通認識として共有できるところまでは残念ながら進んでいません。

障害者総合支援法では「障害程度区分」を「障害支援区分」と名称を変更し、見直し作業が行われています。

障害者総合支援法では、意思疎通支援事業が必須事業として位置づけられました。厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業の意思疎通支援実態調査事業に日本障害者協議会(JD)、全国知的障害者施設家族会連合会を通じて兵庫県知的障害者施設家族会連合会が参加しました。知的障害者の意思疎通支援は自己選択、自己決定に際して最重要課題であります。知能に発達に遅れがある知的障害者との意思疎通支援には「人」「制度」「支援機器」「教育学」「福祉学」等の取り組みと障害者に対する人権意識の変革が求められています。

虐待防止法が施行され1年になりますが、平成25年12月に千葉県袖ヶ浦市県立障害者支援施設「養育園」での虐待事件に私たちは大きな衝撃を受けました。

知的障害者に対する虐待事件が全国で続発する理由は、虐待を行った支援者の資質の問題にだけにとどまらず、施設運営や職員の資質向上を責務とする法人役員、事業所長の倫理的欠如によるものであります。我々は、今回の知的障害のある人の支援に携わるひとたち

は、「虐待に対する意識」以前の問題として、特に知的障害者のある人を一人の人間として認める意識が欠如していたと強く指摘せざるを得ません。

これらを踏まえてひょうごかぞくねっとでは

- ①情報認識の共有化への取り組み
- ②ひょうごかぞくねっとの目標への取り組み
- ③活動拡大化への取り組み

の3分野に分けて具体的な活動をしました。特に各地区かぞくねっとへの参加数が増え活動が活発化しています。

① 障害者福祉への取り組み

- ①県議会議員「全施連提言」を手渡し、知的障害者の実情を説明し、暮らしの向上を訴えた。
- ②全国大会に会長・理事他39名参加、オプション施設見学にも10名が参加、見分を広めた
- ③西日本ブロック会議は兵庫で開催したために会長・理事他11名参加し、広く意見交換・研修ができた。
- ④評議員会&研修会で田中幹夫弁護士を講師に成年後見制度について研修した。
- ⑤理事会で虐待に関するチェックリストを配布し、虐待について研修した。
- ⑥成年後見について3地区かぞくねっとで専門の講師を招いて研修会を実施した。

② ひょうごかぞくねっと活動を振り返る

- ①中央研修会
 - 講師 アービッドホルム・竹内真澄夫婦
 - 講演 「デンマークの福祉に学ぶ」
(赤い羽根共同募金助成事業・ストップザ
応益負担兵庫の会共催事業) 参加者149名
- ②たより32号・33号を発行

- ③兵庫県福祉プランの提供を受け、意見書を提出。
- ④地区かぞくねっとで該当市の福祉施策について担当者を招いて研修会をした。
- ⑤理事研修
テーマ「終の住処を考える」
グループ討議

③ 活動拡大化への取り組み

- ①各地区かぞくねっとの活動の活発化、組織の充実、強化として理事会・会長会の強化
- ②退会または未加入施設に研修会の案内を送る等の情報提供
- ③賛助会員の勧誘
こうべかぞくねっと幼児部会員が卒園後も賛助会員として残る。
- ④エース保険の団体窓口となる
互助会の特定保険業としての開始により、傷害保険の団体窓口業務をかぞくねっとが代替 612名加入(H25.5.15現在)
- ⑤外部団体の研修会等への参加
外部団体と共同事業
「ストップ・ザ応益負担」学習会 4回
(打ち合わせ月 1回)
12月23日 松方ホール
ジョイフルコンサート 約100人 参加

各地区かぞくねっとの活動 (33号参照)

★赤い羽根共同募金・神戸新聞厚生事業団から助成金をいただきました

2013年度(平成25年度)決算報告

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	¥5,633,000
賛助会費	¥31,200
寄付金	¥220,000
保険金手数料	¥329,995
雑収入	¥25,794
前年度繰越金	¥1,748,630
合 計	¥7,988,619

2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	¥286,210
旅 費	¥490,222
印刷費	¥749,700
通信・運搬費	¥345,882
涉外費	¥69,260
研修費	¥1,655,435
事務消耗品費	¥505,507
負担金	¥41,928
分担金	¥179,000
人件費	¥1,398,060
雑 費	¥1,830
次期繰越金	¥2,265,585
合 計	¥7,988,619

知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。
それが私たちの願いです。

詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751(代)

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの
あんしん保険

少額短期健康総合保険(無告知型)

○募集代理店

W (株)ワイドホケンセンター
〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル3階

○引受保険会社

ZEN-CHI
ぜんち共済株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

2014年度(平成26年度)事業計画

① 情勢認識の共有化への取り組み

H25年度より障害者総合支援法が施行されました。障害者制度改革推進本部を設置し、障害当事者も参画した従来の審議会にはない画期的な構成員による熱心な議論が行われたにも関わらず、それらを反映することなく、また、違憲訴訟原告団・弁護団との和解合意文書や障害当事者・関係者が創り上げた骨格提言を無視し、介護保険との統合をおわせるものになってしましました。

しかし、全施連と呼応しながら粘り強く働きかけてきた「親亡き後」「入所施設の重要性」等は付帯決議の中に生かされ早急な対策が必要と明記されました。3年後の見直しに向けてそれらを一層強く要求し、障害者総合支援法の根幹にある問題を一つずつ解決できるよう運動に取り組んで行きます。このような情勢認識の共有化に努めています。

要 旨	具体的活動
全施連活動と呼応しながら障害者総合支援法の3年後の見直しに向けて、生涯を通じた知的障害者の暮らしの向上を訴えていく	<ul style="list-style-type: none"> ①全施連と呼応しながら、「全施連提言」を基に政府関係機関に、知的障害者の実情を訴え、暮らしの向上を訴えていく ②全施連活動に参加し、ひょうごかぞくねっとの意見を反映させていく
障害者総合支援法・虐待防止法・差別解消推進法・成年後見制度等に関する情報収集・提唱と共に研修を深める	<ul style="list-style-type: none"> ①制度委員会を設立し、研修を深める。 ②研修会を企画し、福祉の現状を訴えていく ③各地区かぞくねっとと周知していく ④成年後見活動団体の応援をしていく

※中央研修会 評議員会 オープン研修会で研修を深めると共に情報提供する

② ひょうごかぞくねっとの活動の目標への取り組み

障害福祉については、政治が政策を決め、その政策を実行するのが行政であることから、まず政治を変える運動が必要です。そのためには、私たち親、家族の主張に賛成してくれる政治家の方々を増やしていくことが大切です。具体的には全施連の顧問団PT会議で

作成した「家族が求める暮らしのあり方」—親の想いを社会に届けたい—の提言書を活用し、全施連は国会、ひょうごかぞくねっとは地方議会にそれぞれ働き掛けることにし、意見書、要望書、請願等最も有効だと思うことを実行していくことが重要です。

要 旨	具体的活動
兵庫県、各市町の障害福祉施策を知り、必要なことを訴えていく	<ul style="list-style-type: none"> ①県、市町の障害プラン・計画について知る ②要望書等で訴えていく ③各政党の政策要望会に積極的に参加して意見を訴える
全施連の提言「家族の求める暮らしのあり方」を検証し、ひょうごかぞくねっとの想いを集約する	<ul style="list-style-type: none"> ①理事会・各地区かぞくねっと会長会等で取り上げて研修を進める

※中央研修会 オープン研修会で研修を深めると共に情報提供する

③ ひょうごかぞくねっと活動拡大への取り組み

組織の強化、拡大は積年の課題です。未加入施設の家族会に、知的障害を持つ人の家族に、ひょうごかぞくねっとの想いを話し理解してもらうことが、組織拡大強化につながると考えます。

今日の厳しい障害福祉政策を変えるには現状を認識し、知的障害を持つ我が子らの親、兄弟、家族が情報を共有し、我が子らのしあわせを願い、共に活動し、家族会の力を強くすることが必要です。

各地区かぞくねっとの地域に根差した活動と、役員をはじめ会員相互が密接かつ有機的連携のもと、家族連合会が一体となり知的障害者福祉の一層の充実を図るものであります。

要 旨	具体的活動
ひょうごかぞくねっとの趣旨・活動内容等について加入施設・未加入施設家族会に訴えていく	<ul style="list-style-type: none"> ①研修等の機会に参加を呼び掛ける。 ②アンケートを実施し実態をつかむ

要旨	具体的活動
傷害保険の窓口団体として、互助会および傷害保険の必要性を訴えていく	①互助会+エース傷害保険の必要性を訴え1000人の加入を目指して薦めていく
ひょうごかぞくねつとの趣旨・活動内容について訴え、賛助会員の勧誘に努める	①理事・評議員を通じて賛同者を募る ②グループホームなどで施設家族会に属さない人を賛助会員に誘う

④ 具体的活動

1. 研修

①中央研修会 11月18日(火)

講演「ここが大事 知的障害者の制度」

講師 南 守 氏

全国知的障害者施設家族会連合会副理事長

障害福祉に関する施策や先駆的な考え方を研修し、活動に役立てる。

②各かぞくねっと研修会

- ・障害福祉施策や全施連・ひょうごかぞくねっとの活動理念の啓発に努める。
- ・各かぞくねっと活動の柱として、各地区独自の研修会を実施する。
- ・各かぞくねっと内で必要に応じて地域の特色を生かした独自の活動をする。

③オープン研修会H27年2月18日

成年後見制度を活用して(仮題)

2. 広報活動

①広報・機関紙

「ひょうごかぞくねっと」の発行。

②各種情報の収集・提供の推進

③ホームページの充実

「ひょうごかぞくねっと」

<http://www15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/>

3. 交流活動

4. 関係機関・団体との連携の強化

5. 専門委員会

6. その他

賛助会員の勧誘 サポート誌購読奨励

2014年度(平成26年度)会計予算

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	¥5,600,000
賛助会費	¥30,000
寄付金	¥150,000
保険手数料	¥330,000
雑収入	¥100
前年度繰越金	¥2,271,585
合 計	¥8,381,685

2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	¥300,000
旅 費	¥700,000
印刷費	¥700,000
通信・運搬費	¥360,000
涉外費	¥70,000
研修費	¥2,300,000
事務消耗品費	¥650,000
負担金	¥55,000
分担金	¥280,000
人件費	¥1,700,000
雑 費	¥10,000
予 備	¥1,256,685
合 計	¥8,381,685

知的障害者福祉総合補償制度 (普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱代理店
(有)ウェルフェアサービス
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

引受保険会社
エース損害保険株 東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は.....

Dg デジタルグラフィック株式会社

- 記念誌
- 社内報
- カタログ
- チラシ
- プリペイドカード
- スクラッチ
- カラ一年賀状
- その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1
TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001
[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>

H26・27年度 役員

役 職	氏 名
会 長	由 岐 透
副 会 長	木 村 三規子
副 会 長	三 浦 雅 春
副 会 長	吉 岡 京 子
副 会 長	笹 川 かほる
副 会 長	平 山 昭 利
理 事	蓬 莉 和 裕
理 事	高 野 國 昭
理 事	石 井 亨
理 事	福 島 真 司
理 事	中 林 稔 堯
理事 阪神	小 山 京 子
理事 阪神	寺 澤 節 子
理事 阪神	山 口 英 治

役 職	氏 名
理事 阪神	田 中 佳 子
理事 神戸	吳 珀 華
理事 神戸	川 村 幸 子
理事 神戸	滝 川 幸 子
理事 神戸	小 野 寺 良 三
理事 神戸	出 来 竝 江
理事 神戸	佐 藤 三 和
理事 東	鳴 瀬 京 子
理事 東	今 井 サチ子
理事 東	武 市 君 江
理事 東	山 口 静 子
理事 東	中 右 厚 子
理事 西	上 田 茂
理事 西	木 村 政 照

役 職	氏 名
理事 西	古 田 功 一
理事 西	三 木 清 美
理事 但馬	新 城 宏 紹
理事 但馬	高 林 恵 子
理事 但馬	佐 山 忠 行
理事 但馬	山 本 善 一
監 事	岩 本 四十二
監 事	松 井 要
顧 問	堺 孰
事 務 局	南 波 孝 子
事 務 局	丸 岡 啓 子
事 務 局	上 綱 千栄美

✿ ちょっと紹介

高齢化、親亡き後について

公益財団法人日本知的障害者福祉協会発行「月刊さばーと」編集長
障害者支援施設 愛心園 企画室室長 福田 和臣 顧問

親亡き後の心配に対して入所施設の役割はいわば絶対的でした。しかし、かつての入所施設に対して、保護者の方が「絶対の信頼」を置いていたかというと疑問です。とはいえた所施設には安心と安全があり、日々の生活は貧しくとも困ることなく、一般社会に比べたら、ずっとあたたかい人間関係がありました。

一般社会の中では生活すら保障されない環境でしたから、そこを終の棲家と決めつけることになったのです。

ちょっと位の問題「例えば小さな人権侵害」があったとしても我慢してきたのです。ところが一般社会の環境がずいぶん改善され、且つ「例えば小さな人権侵害」が大変重大な人権侵害として認識されてきました。言い換えれば、障害者本人の意見を大切にする事が出来る社会になりかけたということです。

障害者権利条約の批准はその流れの結果であり、これから出発でもあります。では何故、今回の施設利用者家族会は「いわゆる地域移行」に反対もしくは躊躇しているのでしょうか？

それは簡単です。「世の中そんな甘いもんやおまへんで！」と言う事と入所施設の変わり身の早さです。

「甘いもんやない！」世の中の事例は、その辺りにいくつも転がっています。入所施設の方は日中活動の中心をしっかりと地域の中で定着させ、法人運営を居宅化し、利用者の家族の声を中心にするようになりました。結果として地域、入所施設共に生活環境は良くなりましたが、入所施設の安心・安全への志向はありませんが無いようです。

時代はどんどん進みます。家族会の視力や腕力はますます障害者にとっても施設にとっても、そして社会にとっても重要なものになると思います。



「膝つきあわせて語ろう 日頃思っていること、考えていることを語り合いませんか」

1. 日 時：平成26年7月26日(金) 10:30～14:30
 2. 会 場：あすてっぷKOBE
 3. テーマ：①親亡き後を考える
 ②家族会(保護者会)の活性化

参加者を1グループ6～7人に分けて話し合い、下記のとおりの様々な意見が出されました。

親亡き後

- 本人の望む所で暮らしてほしいと思うのですが、本人の望みがわからないので困る。
- 年金が減っているが暮らしていくのか？心配。
- 今住んでいる地域の近くで理解のある人と共に暮らしてほしいと思う。
- 成年後見制度を利用して、身上監護を受けながら暮らすと安心かな。
- 医療を伴った高齢障害者の施設をつくってほしい。
- 親が一日でも長生きして支援していきたい。
- 本人に愛情をもってくれる人と。
- 今いる施設で最後まで暮させたい。
- 親亡き後はG.H.もしくは入所施設に入ってほしい。
- 親と兄弟、利用者の距離感が難しい。親として兄弟にどのように伝えていったらいいのか迷う。
- 兄弟姉妹の結婚。兄弟に負担をかけたくない。
- 利用者の高齢化でいつまで今の施設で暮らせるか不安がつのる。
- 施設支援員の資質が大切で、専門性が高く心優しい施設職員を育成してほしい。
- 意思疎通というが本人をわかる努力を、親も含めてみんながしてほしい。
- お金が足りない。グループホームに入るにもお金がかかる。余暇活動にもお金がかかる。豊かに暮らすには障害基礎年金では全く足りない。
- 親亡き後の暮らし方が見えない。
- 将来、自宅をG.H.にするのを検討中。自宅がグループホームになれば親子でちょうど良い距離で暮らせると思う。

家族会(保護者会)の活性化

- 保護者の高齢化が進み、保護者会にすら出席できない人が増えている。以前は親子旅行なども企画して

いたがだんだん無理になってきた。

- 家族会の参加者が少ない。ある入所施設では30%、通所施設では8%の出席率しかない。
- 親から兄弟に保護者が変わりはじめ、さらに出席者が減っている。
- 園の中の利用者どうしのケガ(事故)があった場合、加害者、被害者の親としての考え方(思い)があるので、どこまで情報提供するか難しい。近年家族会にも状況を教えない施設が増えている。
- 日頃から顔の見える施設との関係を築くことが大切。わが子の担当職員には必ず声をかけて近況を聞き、言うべきことは言うと共にねぎらいの言葉も付け加える。
- 父親のかかわり方がわからない
- 高齢の方の方が熱心でよく発言もし、よく動かれる。
- 施設や地域の中に信頼する人をたくさんつくる。
- 終身役員のようで役員の高齢化が進んでいる。かと言つて後継者もない。
- 会則、選挙方法を変えないと役員の顔ぶれが変わらない。マンネリ化すると家族会への参加者も減っていく。後継者を育ててないと言われるが、それも難しい。
- 身体を含めて5つの通園施設があり、一つの家族会では難しい。
- 施設の中で慰靈碑も作り、施設が終のすみかになるよう心準備をしてくれている。

講評

福田氏 悩んでばかりいないで、何か始めてみませんか？ なにも始めないことには課題が見えない。

小山氏 知的障害者はこれから医療とどうつなげていくか？ 知的障害者も高齢化し必ず医療を必要とする時が来る。その時に知的障害のこと理解した上の治療が受けられるよう今から準備をする必要がある。

蓬萊氏 肩の力を抜いて、親子のほどよい距離感を持つことが大切。

松端氏 入所施設も高齢化、ターミナルケア、通所施設のショートステイと課題が山積している。

岩本氏 たくさんの援軍をつくること。

討論会に参加して

なごみの里 野田 美千代

午後からは「膝つきあわせて語ろう」で、数人の小グループに分かれテーマに沿って話をしました。テーマは「親なき後」と「役員」について。

私たちのグループは主に「親なき後」の話になりました。メンバーは親5名ときょうだい1名で、その中に70代の親2名と70代のきょうだい1名がおられました。

「本人のことをわかってもらえない人とは付き合えない・結婚できない」「(同性の)親が元気なうちに本人の大好きなお風呂へどんどん連れて行ってあげて(きょうだいは異性)」等々、とても本人想いなきょうだいの話が出たり、「今は本人を嫌っている」というきょうだいの話が出たりしました。

そんな話の中、「きょうだい自身も安定した生活を送ることにより心に余裕ができ、本人ともお互いに気づかえるのではないか」「本人のことは親が教えて覚えるものではなく、きょうだい自身で学ぶものではないか」また「周りには本人のことを家族全体で大切にしていることをわかってもらうのがいいのではないか」という経験談が出ました。若い親へのアドバイスとして「本人にもきょうだいにも目を向けてほしい」「一時的なことだけを考えず長く捉え、いろんな人の話をきいてほしい」という話も出ました。

これまで、親なき後の「本人に関する不安」は多くきいてきましたが、「きょうだいに関する不安」をきくことができ貴重な体験となりました。みなさん心優しい方々で、とても穏やかな気持ちになれたひとときでした。ありがとうございました。

膝をつき合わせて語り合おうに参加して。

加古川つつじ園

以前に入所施設と通所施設とに分かれての意見交換会がありましたね。
入所と通所施設には問題点が異なることは分かっていましたが、通所の私達には入所の保護者の方々との接点がなく現実を知る事が少ないです。

今回のテーマでもある〈親亡き後〉
「どこで」「だれと」「どんな暮らしをしてほしいか」
そのために何が足りないのか? 何が不安でしょうか? でした。
私たちは通所できない事情が起きた時期が来れば、入所施設でお世話になろうと思っていましたが、入所の保護者の方がひとこと… 「入っている利用者はどうなるの」の声にびっくりしました。空があればの事なのにと思いながら…。

色々な施設の話が聞けて良かったし参考になりました。終末までの問題点が明確に見えてきました。
何か始めないと問題は見えない。親子関係の程良い距離が大切。

某グループの話 施設はもうできないので中程度の人数のグループホームが良い。近隣人の目が入る工夫が大切です。職員も複数常住している事。障害理解のある家族に近い暖かい人(支援員の資質が良いこと)年金で暮らせるのか? 家での暮らしと同じように。バックに大きい施設がある。今通っている施設がうまく生活できそうな人を集めて順次にグループホームを作つて行くのがよい。施設に親兄弟が出入りし易いように。

あっという間の時間でもっと生の声を聴きたいです。この様な研修会をまた開いて欲しいと思いました。

全国知的障害者施設家族会連合会報告

☆第3回 全国知的障害者施設家族会連合会総会

去る6月18日(水)～19日(木)大阪チサンホテルで、全施連社員総会が開催された。初日は総会議事と「障害福祉制度の動向」に関する勉強会が行われた。2日目は前日に引き続き勉強会を行い、現状の問題に関する議論と認識を深めた。

1. 第1号議案・第2号議案 平成25年度事業報告・決算報告に関する件

平成25年度活動報告については、目標とした活動計画の全ては実現できなかったが、引き続き粘り強く取り組んでいきたいという報告があり、若干の質疑ののち、報告どおり満場一致で承認された。

2. 第3号議案・第4号議案 平成26年度事業計画(案)・予算案に関する件

提案されたH26年度の活動計画案について、参加した各県の理事・代議員からの質疑(今後の全施連の活動の進め方・金銭給付と現物給付の問題・障害福祉と介護保険統合への対応・施設利用契約と成年後見制度への対応等)があったが、最終的に提案どおり満場一致で承認された。

また、長年の懸案であった会費値上げが承認されH26年度より実施される。

※ひょうごかぞくねっとでは値上げせず、経費節減等により対処する。

◆勉強会 最新の「障害福祉制度の動向」

総会の議事終了後、全施連として今後取り組んでいかなければならない問題を中心に勉強会を開催した。

全施連が果たすべき役割のひとつは、知的障害のある人たちの人権を守るために、障害福祉政策に関する十分な知識を持つとともに、その動向を常に見守ることであり、もう一つは、新たな問題が起きた場合、それに迅速に対応できることだと言える。

(1) サービス等利用計画

障害者総合支援法で定められた「サービス等利用計画」は、現在障害者支援施設で策定されている個別支援計画の上位に位置づけられるものである。しかしながら、支援内容に本人・家族などの思いが適切に反映され、真のニーズに応えられているのか?という懸念がある。

また、これまで以上に障害支援区分に重きが置かれる恐れや、国が進める地域生活移行の数値目標達成のために使われるのではないかという危惧もある。

(2) いわゆる65歳問題

これは障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係だが、障害者支援施設(生活介護)の利用者は、65歳になっても介護保険の適用はない。

一方、自立訓練・就労移行施設や、グループホームあるいは自宅で生活している知的障害のある人は、65歳になった時点で、原則として介護保険に移行することになり、そのサービスを利用する場合は1割の自己負担が発生する。

ただし、一定の条件を満たす場合は、引き続き障害福祉サービスを利用できることになっているので、市町村の理解不足による介護保険の一括適用については、十分注意する必要がある。(H25年3月30日付通達・障企発0330第4号)

※実際には障害者支援施設でも支援ができないという理由で介護施設への移動を余儀なくされるケースが増えてきている。

(3) 配置医師問題

国は、厚生労働省指定基準省令「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準78条」で入所施設における医師配置義務を定めているが、平成26年4月からは、配置医師を置くかどうかは、各施設の判断に委ねることになった。

その結果、現在配置医師への対応はまちまちだが、配置医師を置いた場合、入所施設等の利用者は、原則として配置医師以外の医師の診療は受けられないという問題がある。(これについては、厚生労働省から一部弾力的な運用に関する通知がなされている。)

知的障害のある人にかかる診療については、本人またはその支援者の希望にもとづいて、必要とするものが受けられるようにするべきである。

(4) 障害支援区分の見直し

障害支援区分の見直しについては、「これまでの2次判定結果により近い一次判定が、全国一律で可能とするよう見直す」という方針のもとに進められてきたが、これまでの個別の適用状況を見ると、従来より区分が上がる人がいる一方、区分が下がる人もいることが指摘されている。仮に下がった場合は、入所施設の利用ができなくなるとか、事業者報酬への影響が出るとかといった問題があり、施行3年後の平成28年4月までに検討することになっている。

「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」の今後の推移について、十分注視する必要がある。

(5) 帰宅等外泊時のサービス利用問題

利用者が帰宅した場合などで、朝食も夕食も利用しない完全外泊のときは、施設はその部分の事業者報酬の請求はできないで、自宅で重度訪問介護を受けることができる。例えば、帰宅した障害のある人を、家族が風呂に入れることができない場合は、そのためのサービスを利用することができる。

また、遠隔地に外泊した場合で、その必要があり、かつ、利用可能な施設があれば短期入所の利用も可能だ。ご家族にはそういうことを知らない方もいるので、利用できる制度についてよく知る必要がある。

(6) 虐待問題

相変わらず各地で、身体的虐待・経済的虐待・ネグレクトなど様々な形での虐待が発生しているが、その虐待者については養護者が圧倒的に多いのが事実だ。

障害のある人は、虐待されていることさえ認識できない。また、わかっていても訴えることができない人が多いといえる。そして、養護者・施設の職員等を問わず虐待者が陥りがちな錯覚は、「これは本人のことを思ってやっているのだ」とか「しつけのためにやっているのだ」ということではないかと思う。

障害者に対する虐待を根絶するために、家族や家族会さらには全施連が果たすべき役割は何なのかを考え、行動することが必要である。

勉強会では全ての問題を議論するには、時間が十分ではなかったので、引き続きブロック毎にさらに議論を深めていきたいという提案があり、各地で勉強会を開くこととなりました。

※ひょうごかぞくねっとでは中央研修会でこれらのことを取り上げて研修します。

11月18日(火) 県民会館 10時30分～ 詳しくは各施設の家族会よりお知らせいたします。



ホームページを更新しています。ぜひご覧ください。

「ひょうごかぞくねっと」「せんしれん」「こうべかぞくねっと」とひらかなで検索しても出てきます。

第10回記念

全施連全国大会 in 愛知大会

10月21日(火)～22日(水)

高齢者支援会議

阪神かぞくねっと 一羊園



自慢の施設・施設長編

こんにちは！ 社会福祉法人一羊会、一羊園の玉津と申します。一羊園は西宮市にある、施設入所支援、生活介護などを運営している事業所です。利用者さんの平均年齢は約50歳で、60代以上の方もたくさんおられます。高齢となることで様々な変化が現れるのは障がいの有無にかかわらないことです。もちろん個人差はありますが、一羊園の利用者さんにもそんな変化は現れてきています。この“高齢化”に伴うニーズに対応する為、事業所内で組織された『高齢者支援会議』をご紹介したいと思います。

この会議はまず、情報を集める事から始めました。他の事業所を見学したり、時には来てもらってアドバイスを頂いたり…。その中でハード面の整備も、職員のスキルアップも必要だと感じましたし、実際には食事を食べやすくする為に利用者さんの座り方を見直したり、介護技術を学ぶための研修の受講なども継続しています。しかし第一には「優しさ」こそ必要な専門性ではないかと考えました。高齢でない方にも必要では？とのご指摘があるかと思いますし、私自身もそう思います。ただ、「痛みや、つらさに寄り添う」といったことを考えることが増えてきた日々の中で、この言葉の重みは増す一方であるとも感じています。

また、この会議には20代前半の若い職員も参加しています。当初は戸惑いもあったかもしれません、この会議での日中活動の見直しを受けてスタートした園芸活動（テーマは「日々の楽しみ/健康の為に」です）に、日々意欲的に取り組んでいます。利用者さんと一緒に計画を立てる事から始め、毎月の活動を振り返ったポスターを作ったりもしています。

“高齢化”というニーズにどう応えていくか、正直なところ、まだ模索している部分は大いにあります。難しいからこそ、私たちはチームとして手を取り合って向き合うことを大切にします。そして事業所内外問わずその輪を大きくしていくことが、ニーズに応えていくことにも繋がっていくのだと思っています。



♪つつじ園の熱血あふれる野田音楽療法士♪

東北播磨・淡路かぞくねっと 加古川市立つつじ園 園長 石塚 三智子

つつじ園では、月に6回音楽療法がおこなわれ、利用者の方は月2回（3グループ+個人セッション）毎回楽しみに参加しています。野田さんは“音楽療法はレクレーションではありません”と私たち職員の音楽療法の研修会で説明をされています。レクレーションは楽しんで終わりですが、音楽療法

は“音楽を通して利用者の方の情緒の安定、気持ちの表出、自己表現等を高めるとともに、才能を引き出し、社会性・協調性を深めていく”ことを目的とし、（目標は個人個人違っています）実際のセッション（音楽療法）は、セッションに入る前に、利用者の方のその日の状況（情緒・発作等の変化）を理解します。セッションが始まると利用者の方の表情の変化を見ます。終了後毎回ビデオを通して利用者の方一人ひとり丁寧に状況を見ながら振り返り（目標設定の変化）、利用一人ひとりの記録を残していきます。この振り返りと記録がレクレーションとの大きな違いです。

野田さんのすごさは、毎回毎回上記を行い、毎回、利用者の方の状態に合わせてセッションを行っていることです。いつも、目標が前面に出ていることではなく、利用者の方と一緒に楽しみ、いつも笑顔で行っていることも、利用者の方の最大の魅力となっています。

自然と利用者の方は野田ワールドに入りこみ、“今日は音楽があるんだ”と楽しみながら、参加しています。

今日(こんにち)では、各グループ（個人利用者の方も）の利用者の方が落ち着いて、楽器に対しても興味を示し、野田さんの指示を理解し、楽器をたたいたりできる利用者が増えており、音楽療法の効果がはっきりと出てきています。

ユニットで快適 琴弾の丘

但馬・丹波かぞくねっと

「琴弾の丘」入所支援施設

「琴弾の丘」入所支援施設は、昭和52年おおや共同作業所を自主開設し、住み慣れた地域の中で暮らしたいという思いから、平成18年4月に運営を開始しました。施設入所サービスを拠点に、日中は市内に点在する当法人が運営する日中事業所6か所のいずれかの事業所に通っています。

「琴弾の丘」は7つのユニット（別棟）からなっており1ユニットに全室個室の9つの部屋があり、食事入浴等はすべてユニットの中で行われます。決まっている時間は食事時間だけ。他は各ユニットで相談し決められた配膳当番、茶碗洗当番、洗濯当番など役割を持って暮らしています。



洗濯当番張り切ってます。



出勤前に掃除をします



夕食の風景（ユニット単位で食事をします）

●日中活動事業所では

地域の方にアドバイスを受けながら野菜やお米を作っている事業所。糸鋸この道30年の利用者さんとともに地元のヒノキ材の廃材を利用して木のおもちゃを作っている事業所。絵を描くことが大好きな方が集まってできた創作活動。一人一人の輝ける時間を大切に生まれたいきいき活動。利用者一人一人のできること、やりたいことを見つけ、生きがいを持って生活できるサービスを提供しています。

琴弾の丘は、地域に「在る」事業所として、常に地域の方々にお声をかけていただき、気をかけていただける場所でありたいと思っています。それは、利用者に寄り添い、利用者の方々の思いを大切に日々支援している職員自らが、地域住民の一人として貢献していく事が大切であると思います。



神戸の名物施設

神戸かぞくねっと

社会福祉法人 陽気会

《神戸には自慢できる施設長が多いです。広大な土地で農作業や酪農で利用者共に汗を流しておられる！施設長、母として施設長として利用者や家族支援で奮闘されている！氏。その中で今回は陽気寮の松端施設長を紹介します。神戸市知的障害者施設連盟会長も務められ。知的ハンディを持った方や家族に暖かい支援をしてくださっています。おおきな体には包容力をやさしいまなざしからは安心を感じます》

その社会福祉法人陽気会は、昭和33年に知的障害児施設おかげ学園を開設し、今年で創立56年を迎えます。その間旧法時代は成人の入所施設を2施設、通所施設を1施設、新法に移行後は、児童発達支援センター、放課後等

ディサービスを2事業所、就労継続支援B型事業を2事業所（1事業所は宮崎県に開設）、グループホームを10か所、相談支援事業所と年次毎に開設し、現在最年少3歳児から最高齢85歳までの約340名の方にご利用頂いています。健常者（定型）とされている者中心の社会で、「生きづらさ、生活のしづらさ」を持っている方々が「ゆりかごから看取り」まで包括的に利用頂ける地域生活拠点の整備と、「みんな違ってみんな良い」をお互いに理解しあえる心優しい人、心豊かな人がたくさん集う環境づくりを目指しています。

その中で、由岐会長がまとめている「新しい生活施設のあり方に関する提言」、木村会長が常々話される「我が子を思う生涯つくることのない熱い思い」は、新たな時代の地域生活拠点としての入所施設のあり方の本質であり、福祉に従事する者の原点であると思っています。



リレー随筆

「ありのままに」

我が子剛志が生まれて早41年が過ぎました。今では可愛い面影はなく、“おっさん”という言葉がピッタリとなってしまいました。（…でも私の中ではいつまでも可愛い息子です。）

昭和48年5月12日午前6時過ぎに、体重3,220g、産声高々と元気な男の子が生まれました。日増しに可愛くなり、武者人形のように凛々しく将来はどんな立派な人になるのかと期待が膨らみました。

ところが、夜中に笑いだすと止まらない、泣き出すと止まらない等初めての育児で解らない事だらけの私でしたが、何か変だなとは思いました。でも、10ヶ月で歩き出し、「この子は、運動能力が素晴らしい。」と期待する半面、言葉を発せず、また表情が乏しい等気になることが多々あり、専門機関をあちこちあたり、最後に小児科医を訪れました。診断で「この子は知恵遅れですよ。」と言われ、医師の前では、「そうですか。」と平静を装いましたが、主人に診断結果を電話報告する時には、泣けて声にならなかったことを思い出します。

それからは、つらい事がたくさんありました。今、私が少々の事では、動搖しなくなったのは、剛志を育てる上でいろんな体験をしたからだと思います。（勿論、年のせいもありますが…）

勿論、得る事もたくさんありました。得る事の一

こうべかぞくねっと

ワークセンターいわや 出来 竝江

番は、多くの人たちに巡り合えたことです。友人といえる人たちに巡り合えたことです。今後も大事にお付き合いをさせていただきたい人たちはばかりです。剛志がいなければ巡り合えなかった人たちです。

剛志に感謝、感謝です。

剛志は、現在“ワークセンターいわや”で生活介護事業を受けております。職員の皆さんのお陰で、事業所へ通うことを楽しんでいるようです。まだまだこだわりがとれず、私の理解できない行動をしますが、剛志には何か理由があるのでしょうか。今では、そんな剛志をありのままに受け入れるよう心がけております。ありのままに… ありのままに…

“かぞくねっと”とは、剛志がワークセンターいわや事業所を利用してからのつきあいです。（会員歴20年）解りやすい情報発信、運動展開等心がけてくださいありがとうございます。

『めまぐるしく変化する制度の中で、子供たちが人間としての尊厳と権利が守れるよう活動し、親、兄弟、後見人が代弁者になり、「違うものは違うと」発言しましょう』のかぞくねっと基本方針のもと、障害児・者がどこにいても、よりよい生活が送れるよう私たちひとりひとりが努力しなければならないと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



わたくしたちの がんばり



19



みんなの楽しみ「こもれび」のパンづくり

ななくさ清光園

平成14年の開設以来、「あなたがあなたらしく暮らすことを応援します」を合言葉に個性的で多機能な施設づくりをすすめています。パン工房「こもれび」は清光園や姉妹施設の朝食用のパンづくりを中心に行ってきましたが、徐々にパンづくりに取り組むことのできる利用者が少くなり、とうとう一人だけになりました。そこで取り組んだのは、一人ひとりの得意なことを活かした作業システムをつくり、役割を担ってもらうことで多くの利用者の達成感につなげることです。「製パン班」のほかに、ラベル貼りや飾りをつける「装飾班」、チラシやポスターをつくる「広報班」、販売、接客を行う「販売班」に分け、それぞれの得意なことをみつけることからはじめ、色塗りの得意な方は装飾班でかわいいラベルに色付けをします。絵を描くのが得意な方は、広報班でパンの絵を描きます。計算が得意な方は販売班として接客します。出来上がったパンはいつもの袋詰めでなく、かわいく綺麗なラベルが付いて見違えました。自分が書いたパンがポスターになって壁に貼られています。パンを買ってくれたお客様には、袋に入れて手渡し、お釣りを渡して「ありがとうございました」と気持ちをこめてお礼を言います。みんな今までの作業とはまた少し違う充実感があるのか、笑顔が増えた気がします。



まだまだ利益が出るというところまではいかないのですが、みんなで力を合わせた結果が見えること、それぞれの作業も「何をするのか」、「いつ終わるのか」といった見通しの持てる分かりやすい活動としたことが良かったかと思います。

さあ、新商品が焼きあがったようです。みんなで味見をしてみましょう！

H26年度 ひょうごかぞくねっと活動予定

ひ よ う ご か ぞ く ね つ と 関 係	月	日	曜日	行 事	内 容	会 場
	4	11	金	第1回正副会・委員長長会	年間計画	事務所
	5	15	木	25年度会計監査		事務所
	4	25	金	第1回理事会		市福祉センター
	6	27	金	評議員会	ひょうごかぞくねっと総会と研修会	あすてっぷKOBE
	7	11	金	第2回正副会長・委員長会		事務所
	7	25	金	第2回理事会	中央研修会案・ 全国大会	市福祉センター
	9	5	金	第3回正副会長・委員長会		市福祉センター
	10	21	火	全施連全国大会(1日目)	全施連の研修会・討論会	豊橋市
	10	22	水	全施連全国大会(2日目)	全施連の総会・講演会・研修会	豊橋市
	11	18	火	中央研修会	「ここが大事 知的障害者の制度」	県民会館
	12	23	火	ジョイフルコンサート		松方ホール
	1			第4回正副会長・委員長会	オープン研修会について	市福祉センター
	2	13	金	第3回理事会	26年度の反省と27年度に向けて	市福祉センター

全 施 連 関 係	月	日	曜日	行 事	内 容	会 場
	6	18	水	全施連定期総会	総会・年間計画・研修	大阪市
	6	19	木	全施連定期総会	総会・年間計画	大阪市
	10	21	火	全施連全国大会(1日目)	全施連の研修会・討論会	豊橋市
	10	22	水	全施連全国大会(2日目)	全施連の総会・講演会・研修会	豊橋市
	12	9	火	西日本ブロック会議	「障害福祉制度の見直し」について	岡山市
	12	10	水	西日本ブロック会議(2日目)	「障害福祉制度の見直し」について	岡山市
	1			全施連研修会・第3回理事会		東京

兵 庫 県 他 団 体	月	日	曜日	行 事	内 容	会 場
	4	28	月	市知連 総会	神戸市知的障害者施設連盟総会	
	5	15	木	県知協 総会	兵庫県知的障害者施設協会総会	
	7	28	月	福祉夏期大学	兵庫県知的障害者施設協会総会	
	9	25	木	福祉の集い	兵庫県福祉7団体主催の研修会	メリケンパークオリエンタル
	10	24	金	兵庫県福祉大会(育成会)	後援団体	
	1			神戸市福祉団体新春祝賀会		
	1	16	金	賀詞交換会	兵庫県福祉7団体主催の研修会	メリケンパークオリエンタル
	1			新春交歓会	神戸市知的障害者施設連盟主催	

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》

編集後記

今年の夏 異常気象で猛暑、集中豪風、台風と日本各地で大きな被害が出てしまい大変なことになりました。24時間テレビでは「小さな奇跡・大きな奇跡」の放映、知的・身体・聴覚障害ある人たちが自分の夢に向かっての挑戦達成の感動をもらいました。親に出来ることには限界があること、他の人の力を借りることにより道が開けることを改めて感じます。私たち保護者も気になることが多々ありひとりでは何も出来ないことがあります。まわりの人や行政の力を借りながら私たちの頑張りが、子ども達が笑顔で幸せに過ごしていく事を信じて前に進んで行きたいです。

(吉岡)